

厚生労働省発関厚0921第1号

登 録 更 新 通 知 書

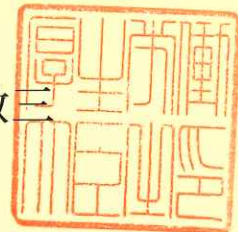
神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番13号
ユーロフィン・プロダクト・テストイング株式会社
代表取締役社長 金子 貴義

令和5年7月13日付けの申請について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第34条第1項の規定に基づき、貴機関を同法第4条第9項の登録検査機関として登録の更新をしたので通知する。

登録の有効期間の満了日は、令和11年1月13日とする。

令和5年9月21日

厚生労働大臣 武見 敬三



登録検査機関が行う製品検査の種類

食品衛生法第26条第1項から第3項までに規定する製品検査としての理化学的検査

登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称及び所在地

ユーロフィン・プロダクト・テストイング株式会社
神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番13号